

議案第40号

多可町印鑑条例及び多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について

多可町印鑑条例及び多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第  
1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年6月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町印鑑条例及び多可町手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(多可町印鑑条例の一部改正)

第1条 多可町印鑑条例（平成17年多可町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録した電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、町長が指定する専用の証明書発行端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。）に、暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(多可町手数料条例の一部改正)

第2条 多可町手数料条例（平成17年多可町条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に基づく戸籍に関する証明と同一の目的に使用する住民票記載事項証明

別表中「

1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
---	--	-------	------

」を「

1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した	1通につき	450円
		ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあつては、	

	書面の交付	1 通につき200円
--	-------	------------

」に、「

7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1 件につき 300円
---	--------------------------	----------------

」を「

7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1 件につき 300円  ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあっては、戸籍の附票の写し1 件につき200円
---	--------------------------	--

」に、「

10	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1 件につき 300円
----	----------------------	----------------

」を「

10	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1 件につき 300円  ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあっては、住民票の写し1 件につき200円
----	----------------------	--

」に、「

15	印鑑登録証明書の交付	1 枚につき 300円
----	------------	----------------

」を「

15	印鑑登録証明書の交付	1 件につき 300円  ただし、専用の証明書発行端
----	------------	-------------------------------------

		末機による場合にあつては、 1枚につき200円
--	--	----------------------------

」に、「

19	課税証明・納税証明	1件につき	300円
----	-----------	-------	------

」を「

19	課税証明・納税証明	1件につき	300円
		ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあつては、 課税証明1件につき200円	

」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 多可町手数料条例の新旧対照表

現 行	改 正																																							
<p>(手数料の免除)</p> <p><b>第7条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 70%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 25%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成12年政令第16号) の規定に基づく手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき 450円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき 750円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">身分等関係証明手数料</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事務	手数料の金額	地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成12年政令第16号) の規定に基づく手数料			1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円	2	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円	(略)			身分等関係証明手数料			<p>(手数料の免除)</p> <p><b>第7条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>労働基準法 (昭和22年法律第49号) の規定に基づく戸籍に関する証明と同一の目的に使用する住民票記載事項証明</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 70%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 25%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成12年政令第16号) の規定に基づく手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき 450円  ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあつては、1通につき200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</td> <td style="text-align: center;">1通につき 750円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">身分等関係証明手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写</td> <td style="text-align: center;">1件につき 300円</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事務	手数料の金額	地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成12年政令第16号) の規定に基づく手数料			1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円  ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあつては、1通につき200円	2	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円	(略)			身分等関係証明手数料			7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写	1件につき 300円
	手数料を徴収する事務	手数料の金額																																						
地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成12年政令第16号) の規定に基づく手数料																																								
1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円																																						
2	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円																																						
(略)																																								
身分等関係証明手数料																																								
	手数料を徴収する事務	手数料の金額																																						
地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成12年政令第16号) の規定に基づく手数料																																								
1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円  ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあつては、1通につき200円																																						
2	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円																																						
(略)																																								
身分等関係証明手数料																																								
7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写	1件につき 300円																																						

現 行			改 正			
7	戸籍の附票の写し、除かれた戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300円		しの交付	ただし、専用の証明書発行端末機による場合にあつては、戸籍の附票の写し1件につき200円
8	個人番号通知カードの再交付	1枚につき	500円	8	個人番号通知カードの再交付	1枚につき 500円
9	個人番号カードの再交付	1枚につき	800円	9	個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
10	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき	300円	10	住民票の写し、除かれた住民票の写しの交付	1件につき 300円
11	住民票記載事項の証明	1件につき	300円	11	住民票記載事項の証明	1件につき 300円
(略)				(略)		
14	印鑑登録証の再交付	1件につき	500円	14	印鑑登録証の再交付	1件につき 500円
15	印鑑登録証明書の交付	1枚につき	300円	15	印鑑登録証明書の交付	1枚につき 300円
16	身分証明	1枚につき	300円	16	身分証明	1枚につき 300円
(略)				(略)		
税務関係証明手数料				税務関係証明手数料		
19	課税証明・納税証明	1件につき	300円	19	課税証明・納税証明	1件につき 300円
20	土地に関する証明	1枚につき	300円			
(略)				(略)		

現 行		改 正	
			ただし、専用の証明書発行端末機 による場合にあつては、課税証明 1件につき200円
20	土地に関する証明	1枚につき	300円
(略)			